

「クールアース・デー」（地球温暖化防止の日）の創設等を求める意見書

近年、乾燥地域の拡大や氷河の後退、異常気象の頻発、海面上昇等、地球温暖化の影響によるものと指摘される事象が地球規模で顕在化している。20 世紀の間に地球の平均気温は 0.6℃上昇し、わが国の平均気温も 1℃上昇した。最悪の場合、2100 年には（18 世紀の産業革命以前と比較して）6.4℃気温が上がり、88cm 海面が上昇するとの予測もあり、地球温暖化防止に向けた取り組みが喫緊の課題であることは誰の目にも明らかである。

こうした環境・気候変動問題等を主要テーマに、本年 7 月、日本を議長国として北海道洞爺湖サミットが開催される。国においても、ダボス会議で福田総理が「クールアース推進構想」を提唱するなど、京都議定書の温室効果ガス削減目標達成のために、地球温暖化対策推進法の改正を進めるなど、所要の温暖化防止対策を講じているところである。

加えて、「環境立国」を目指すわが国が、サミット開催国として積極的に議論をリードするとともに、地球温暖化防止に向けた国民的取り組みを、より一層推進する責務があることは論を待たない。

よって、国においては、サミットの象徴として、開催初日の 7 月 7 日を「クールアース・デー」と定めることをはじめ、地球温暖化防止に向けた国民的取り組みへの意識啓発を促すため、下記の事項について強く要請する。

記

- 一、北海道洞爺湖サミットの開催初日の 7 月 7 日を「クールアース・デー」と宣言し、地球温暖化防止のために啓発するとともに、皆で行動する日と定めること
- 一、当日はCO₂削減のため、全国のライトアップ施設や家庭などが連携して電力の使用を一定時間控えるライトダウン運動などの啓発イベントを開催し、地球温暖化防止のために行動する機会の創出に取り組むこと
- 一、クールビズやウォームビズについては認知度を深めるとともに、温度調節などの実施率を高めること
- 一、「チーム・マイナス 6 %」などの国民参加型運動の一層の普及促進を図り、国民運動に対する協賛企業の拡大や、エコポイント制度の普及促進に努めること
- 一、商品の料金の一部が温室効果ガス削減事業に充てられる仕組みとなるカーボンオフセット（温室効果ガスの相殺）については、関係者による協議体をつくり、その信用性を高めること
- 一、温室効果ガス削減目標の達成に向け、企業と協定を結び、CO₂ の排出量の削減に努めること

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 20 年 6 月 18 日

大和高田市議会